

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会定款

昭和 63 年 6 月 30 日 許可
改正 平成 12 年 4 月 12 日
改正 平成 17 年 4 月 12 日
改正 平成 21 年 4 月 6 日
改正 平成 24 年 5 月 15 日
改正 平成 25 年 6 月 3 日
改正 平成 27 年 3 月 16 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、昭和 9 年 2 月 23 日内閣総理大臣に賜った御沙汰の趣旨（本邦児童及び母性の教化並びに養護に関する施設を講ずることを目的として、事業を行う。）を奉体し、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 助産施設の経営
- (2) 無料又は低額で診療を行う事業の経営
- (3) 児童及び家庭の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的にかつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都港区南麻布 5 丁目 6 番 8 号に置く。

第2章 総裁、会長及び顧問

(総 裁)

第5条 この法人は、総裁に皇族を奉戴する。

(会 長)

第6条 この法人に、会長1名を置く。

- 2 会長は、評議員会の同意により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会長に事故あるときは、理事長がその任務を行う。

(顧 問)

第7条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の同意により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、この法人の運営に関し意見を述べるものとする。

第3章 役員及び職員

(役員 の 定 数)

第8条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 12名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第9条 常務理事は若干名とし、理事の中から理事長が指名する。

- 2 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。

(役員 の 任 期)

第10条 役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 た だ し 、 補 欠 の 役 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員報酬等)

- 第 11 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員選任等)

- 第 12 条 理事は、評議員会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 監事は、評議員会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(理事会)

- 第 13 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事長は理事会を代表し、業務執行の責に任ずる。
 - 3 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 6 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 8 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 理事会の決議については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第 14 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、常務理事に事故あるときは理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、

常務理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 15 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 16 条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 4 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 17 条 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 18 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 19 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 20 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 21 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 22 条 この法人の資産は、これを分けて特別基本財産、基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 5 種とする。

2 御下賜金は、特別基本財産とし、これを永遠に保持するものとする。

3 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

- 4 運用財産は、特別基本財産、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 公益事業用財産は、第 31 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、収益事業用財産は、第 33 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 3 項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 23 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 24 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第 25 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 26 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 27 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の会報に掲載するほか、この法人が提供す

る福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 28 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 29 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処理)

第 30 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 6 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 31 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 愛育研究所の経営
- (2) 総合母子保健センターの経営
- (3) 愛育幼稚園の経営
- (4) 母子愛育地域組織（愛育班）の普及育成及び強化指導
- (5) 愛育事業関係者の養成訓練
- (6) 保健・医療・福祉分野における総合的調査研究
- (7) 保育施設（ナーサリールーム）の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 32 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 7 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 33 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 出版業

(2) 駐車場業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 4 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする

第 8 章 解散及び合併

(解 散)

第 35 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 37 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 10 章 支部及び分会

(支部及び分会)

第 39 条 この法人は都道府県その他必要な区域に支部及び分会を置く。

2 支部及び分会に関する規程は、別にこれを定める。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の掲示場に掲示するとともに、官報又はホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理 事	新 居	善 太 郎
理 事	伊 藤	謹 二
理 事	植 垣	弥 一 郎
理 事	久 慈	直 太 郎
理 事	栗 山	重 信
理 事	諸 井	貫 一
理 事	矢 野	一 郎
理 事	山 口	安 憲
監 事	石 黒	俊 夫
監 事	三 井	高 雄

2 平成 20 年 6 月 20 日付の定款変更の認可申請に伴い減員する評議員の任期は、平成 22 年 6 月 30 日までとする。

別表 (第 22 条第 3 項)						
号	種類又は構造		筆数 棟数	所在地	用途	面積
1	土地	宅地	1筆	東京都港区南麻布5丁目201番5	愛育病院敷地	1,131.09
		御料地	1筆	同 201番7	研究所棟敷地	833.00
		宅地	1筆	同 201番10	愛育病院敷地	1,434.06
		御料地	1筆	同 201番11	愛育幼稚園園庭	411.00
		宅地	1筆	同 201番12	愛育病院敷地	314.13
		宅地	1筆	同 201番23	同上	2,000.00
		御料地	1筆	同 201番24	愛育幼稚園園庭	387.00
		宅地	1筆	同 201番25	愛育幼稚園等敷地	257.99
		御料地	1筆	同 201番28	研究所棟敷地	59.00
		宅地	1筆	同 201番29	同上	6.62
		御料地	1筆	同 201番34	愛育学園園庭	271.00
		学校用地	1筆	同 201番32	本部会議室敷地 (愛育学園と共有)	150.53*1
		学校用地	1筆	同 201番35	同上	2.12*2
		学校用地	1筆	同 201番36	同上	5.41*3
	計				7,262.95	
(注) *1 150.53=362.00×588/1,414 (愛育会持分) *2 2.12= 5.10×588/1,414 (愛育会持分) *3 5.41= 13.00×588/1,414 (愛育会持分)						
2	建物	鉄筋コンクリート 造陸屋根地下 1階付5階建	1棟	東京都港区南麻布5丁目201番 5、10、12	総合母子保健センター 愛育病院	7,040.87
		鉄筋コンクリート 造陸屋根地下 1階付地上10 階建区分所有	1棟	同 201番25 有栖川パークマンションのうち 家屋番号25-1 25-2	愛育幼稚園及び 看護職員宿舎	1,542.85
		鉄筋コンクリート 鉄骨造陸屋根 垂鉛メッキ鋼板葺 地下1階付4階 建区分所有	1棟	東京都港区南麻布5丁目201番 32,33,35,36	本部会議室 (3階、4階部分)	588.17
		鉄筋・鉄骨コンクリート 造地下1階付 4階建	1棟	東京都港区南麻布5丁目201番 7,10	日本子ども家庭総 合研究所	2,515.08
		計	4棟			11,686.97